

小規模多機能ホームなでしこ

重要事項説明書

(小規模多機能型居宅介護)

あなたに対する介護保険法及び関連法令によるサービスの提供開始にあたり、厚生省令第34号（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）第63～88条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者

事業主体名 社会医療法人 高橋病院
主たる事務所の所在地 函館市時任町1番2号
法人種別 社会医療法人
代表者名 理事長 高橋 肇
電話番号 電話(0138)78-1230

2 事業所概要

事業所名称 小規模多機能ホーム なでしこ
所在地 〒040-0062 函館市大縄町20番19号
事業所番号 0191401249
管理者 酒井 孝則
電話番号・FAX 電話(0138)45-7111 FAX(0138)45-7800
開設年月日 令和3年4月1日
登録定員 25名(通い15名/1日・泊まり5名/1日)
第三者評価実施の有無 無

3 基本理念と方針

基本理念	地域に根ざしたなじみある環境のなか、穏やかで安らぎのある暮らしを提供します。 その人らしさを尊重し、安心と可能な限り自立した生活が送れることを目的とします。
方針	1. 常にご本人の心に寄り添い、生き生きと笑顔ある生活が送れるよう支援します。 1. なじみある生活空間を作り、ご本人の力が可能な限り発揮できるよう支援します。 1. 地域とのふれあいを通し、自由で豊かな心と生活が保てるよう支援します。 1. 家族の方が安心と満足を得られ、ご本人との楽しい時間を過ごせるよう支援します。

4 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、函館市（合併した旧戸井町・旧恵山町・旧椴法華村・旧南茅部町を除く）とする。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間（訪問サービス）	24時間
//（通いサービス）	6：00～21：00
//（宿泊サービス）	21：00～6：00

5 事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤	非常勤	備 考
管理者	認知症管理者研修	1名		看護職員と兼務
看護職員		1名	1名	管理者と兼務1名(常勤)・専従1名(非常勤)
介護支援専門員	計画作成等担当者研修	1名		常勤・介護職員と兼務
介護職員		7名	2名	常勤のうち1名は介護支援専門員と兼務
事務職員			1名	

6 サービスの内容と設備の概要

①食事、排泄、入浴、着替え等の介助	⑤送迎サービス
②日常生活上のお世話・支援	⑥利用者様宅への訪問サービス
③日常生活上の機能・作業訓練	⑦一時的な事業所への宿泊サービス
④相談・援助	

居 室	宿泊室：個室 3室・2人部屋 1室
共用設備	トイレ、洗面所、浴室、台所、食堂兼居間
防災設備	火災報知機、消火器等

7 サービス内容に関する相談・苦情

当事業所に関する相談、苦情は下記にて承ります。担当者不在時にも、ご遠慮なくお申し出ください。また、函館市や国保連合会への苦情申し立てもできます。

ご相談・ご苦情窓口	施設長 酒井 孝則
営業時間	平日 8時45分～17時 土曜日 8時45分～12時15分
苦情・相談窓口連絡先	〒040-0062 函館市大縄町20番19号 (0138) 45-7111
函館市指導監査課	住所 函館市東雲町4番13号 電話 0138-21-3926 0138-21-3927 0138-21-3923
北海道国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口直通	住所 札幌市中央区南4条西14丁目 電話 011-231-5175

8 事故発生時の対応

利用者の心身の状態の急変やけが等の事故が発生した場合は、その家族、市町村等に連絡するとともに、主治医・協力医療機関への連絡、又は救急車の手配等適切な措置を講じます。又、サービスの実施に伴い、損害すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9 避難訓練

年2回、非常災害に備え、防災・避難訓練を行います。最終避難場所は北星小学校です。又、適宜マニュアルの見直しを行い職員に周知をはかります。（誘導通路の確保、緊急連絡網、消防設備のテスト等）

防火管理者 : 酒井 孝則（看護職員）

10 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価・要望・助言を受けるため、運営推進会議を設置しています。

11 協力医療機関・協力施設

当事業所では各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として又は各利用者に関わる福祉面の協力福祉機関として連携体制を整備しています。

社会医療法人 高橋病院	函館市元町32番18号
医療法人社団 やまもと歯科診療所	北斗市七重浜2丁目26番7号
介護老人保健施設 ゆとりろ	函館市宝来町14番27号

12 サービス利用にあたっての留意事項

- ① サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- ② 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ③ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ④ 事業所内での他の利用者への執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑤ 介護等の記録の開示を希望される場合には、自己情報開示請求書に記入して提出して下さい。但し、写しの交付の際は、コピー実費として1枚20円の御負担をお願い致します。

令和 年 月 日

当事業所を利用するにあたり、利用者及び家族(身元引受人、連帯保証人)に対して重要事項を本書面に基づいて説明しました。

事業者

所在地 函館市大縄町20番19号
事業所名 小規模多機能ホームなでしこ
説明者 _____